

2026 年 10 月 22 日 全 9 頁

「一度出せば足りる」統計へ

公的統計のデジタル化を問う②ー負担軽減の「実装」

政策調査部 主任研究員 溝端 幹雄

[要約]

- 前編で示した公的統計のデジタル化による負担軽減の効果を安定的に得るには、「制度・法」「標準化」「府省の縦割り」「民間データの代表性・継続性」「品質保証」「コストとメリット還元」「機密・信頼」「人材・予算」という課題を、効果の段階（電子化→削減→代替）に応じて計画的に手当てする必要がある。
- これらの課題の背景には、各府省が所管分野の統計を作る分散型統計機構の下で、標準化、データ連携、重複報告の解消を府省横断で進めることの難しさがある。現行の第 IV 期の公的統計基本計画（以下、基本計画）が終了する 2027 年度を見据え、次期の第 V 期基本計画に向けては、統計委員会や総務省の調整機能、各府省の実施体制を含むガバナンス改革が問われる。
- 「機密・信頼」という主要な懸念は、制度だけでなく技術によっても軽減できる。秘密計算・差分プライバシー・合成データ等のプライバシー強化技術（PETs）については、国連が公的統計向けのガイドを整備し、各国統計機関で実証や導入検討が進められている。民間データの継続性リスクに対しては、提供のインセンティブ設計に加え、データアクセスや相互運用性のルールを定める欧州データ法・データスペース等の枠組みも参考となる。ただし、欧州データ法に基づく公的機関の民間データ取得は、例外的な必要性がある場合等に限定される。
- 第 V 期基本計画には、①once-only 原則の明文化、②行政記録・民間データ利活用の制度整備、③府省共通の報告基盤、④企業へのメリット還元、⑤ガバナンス・人材・予算を柱に据え、費用便益と工程表を伴って位置づけるべきである。企業の報告者負担の軽減を、公的統計の持続可能性確保の中核に据える好機である。

実現に向けた「課題」

前編¹では、報告者負担を軽減するデジタル化の効果を、①調査の電子化、②行政記録情報・企業保有データの連携による調査自体の削減、③民間・オルタナティブデータによる調査の代替、という三段階で整理した。これらの効果を実現するには、以下の課題を乗り越える必要がある。重要なのは、各段階にそれぞれ対応する壁が存在し、電子化から削減、代替へと進んで効果が大きくなるほど、制度・技術・組織面で乗り越えるべき壁も高くなることである（図表 1）。

図表 1 「効果」の段階と対応する主な「課題」

「効果」の段階	主な「課題」	手当ての方向
① 電子化	利用率の低迷、システム・様式の不統一	共通認証の徹底、様式標準化、レスポンス対応
② 削減	統計法・個別法令上の利用条件、府省間の縦割り、共通基盤の連携不足	利用制度の整備、ビジネスレジスターの高度化
③ 代替	民間・オルタナティブデータの代表性・継続性、共通的な品質評価手順の未整備	公的統計との補完設計、品質ルール・PETs

（出所）大和総研作成

具体的には、以下のような壁が存在する。

制度・法：行政記録情報や企業保有データを統計に利用する際には、統計法・個別法令上の利用目的や提供範囲、守秘義務、アクセス手続を整理する必要がある。マイナンバー・法人番号についても、それぞれの制度上認められた利用範囲を踏まえた手当てが要る。

標準化・相互運用性：調査ごとに異なる定義・コードの不統一、企業内データと統計上の定義との粒度ギャップが、データ連携の障害となる。

府省の縦割り・共通基盤：調査が府省ごとに個別設計され、重複が生じやすい。事業所母集団データベースは、統計調査結果や行政記録情報を統合し、年次フレームを各府省に提供する共通基盤として既に運用されている。しかし、重複報告の解消に向けては、収録情報の拡充、更新頻度の向上、各府省による一層の利活用が課題となる。

代表性・継続性：民間・オルタナティブデータは統計作成を目的とせずに収集され、サンプルの偏りが生じうる。民間依存ゆえ公表が突然停止されるリスクもある。さらに、政府側も実証事業として民間・オルタナティブデータを活用した公的統計を公表している場合、予算等の関係で公表が停止することもある。例えば、経済産業省のBigData-STATSは2022年4月を最後に更新されておらず、米国商務省経済分析局（BEA）のNear Real-Time Spendingも予算制約により2024年5月7日を最後に更新を終了した。

品質を担保する仕組み：公的統計には、統計法に加え、公的統計の品質保証に関する政府横

¹ 溝端幹雄 [2026] 「[なぜ企業は同じ情報を何度も提出しなければならないのか：公的統計のデジタル化を問う①ー負担軽減の『効果』](#)」、大和総研レポート（2026年10月16日）

断的な指針や統計委員会による審議・評価の枠組みがある。一方、民間データを公的統計に利用する場合には、提供主体、対象範囲、生成過程、継続性などがデータごとに異なるため、代表性や安定性を評価する共通の基準、検証手順、メタデータの整備を一層進める必要がある。

コストとインセンティブ：企業側のシステム対応・データ整備にはコストがかかる。負担を求める一方でメリットの還元がなければ、協力は続かない。

機密・セキュリティ・信頼：企業機密や情報漏洩への懸念に加え、過去の基幹統計調査をめぐる信頼の毀損もあり、安全性と信頼の確保が前提となる。

人材・予算：統計人材の確保やデジタル投資の財源が不足しがちで、予算制約が根底にある。

ガバナンス改革：誰が旗を振るか

上記の課題の多くは、個別の対策だけでは解決が難しく、統計を作る体制そのものに関わる。前編でも指摘したように、日本は各府省が所管分野の統計を作成する分散型統計機構を採用している。所管分野の専門性を活かせる長所がある一方、様式・定義の標準化や重複排除、府省共通基盤の整備といった横断的な取組みでは課題が残りやすい。そのため、総務省による審査・調整や統計委員会による審議・勧告を、各府省の実施に確実につなげる仕組みが重要となる。once-only 原則や共通基盤の整備は、まさにこの横断領域にあたる。

2018 年の統計法改正（統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律、平成 30 年法律第 34 号）では、統計委員会に、「統計及び統計制度の発達（筆者注：社会経済の変化や利用者ニーズに応じて、統計と統計制度を新たに整備・充実・高度化していくこと）及び改善」に関する基本的事項の調査審議や、基本計画の実施状況に関する勧告などの権限が追加され、府省横断の調整機能が強化された。しかし、共通基盤の整備や重複報告の解消を実行に移す上では、なお調整力や実施体制に課題が残る。諸外国の統計機構は大きく「集権型」「分散型」に分けることができるが（**図表 2**）、両者は明確な形で分かれているわけではなく、さらに「分散型」にも中央機関による基準設定や府省横断調整が強い国（英国や米国）、各作成主体の自律性が相対的に強い国（日本）がある。このため、制度類型だけで実行力の差を説明することは難しい。重要なのは、各国の制度配置そのものよりも、標準化、データアクセス、予算・人材配分を横断的に調整し、実施を担保する権限と仕組みである。

現行の第 IV 期の公的統計基本計画（以下、基本計画）の最終年度である 2027 年度を見据え、次期の第 V 期基本計画では、統計委員会の権限・体制の強化や、府省横断でデータ整備を統括する機能（諸外国の Chief Statistician 的な役割）の在り方を、正面から論点に据えるべきである。技術や制度の議論に先立って「誰が旗を振るのか」を定めることが、実装の前提となる。

図表 2 統計機構のガバナンス比較（概念整理）

論点	分散型 （日本、米国、英国 等） 〔中央調整機能の強さには国ごとに差〕	集権型 （カナダ、豪州、オランダ 等）
統計の作成主体	各府省が所管分野を個別に作成	中央統計局が主要統計を中心的に作成
標準化・重複排除	府省間調整を要し、中央調整機能が弱い場合には推進が難しい	中央が主導しやすい
長所／短所	専門性が高い／横断連携が弱い	連携・効率が高い／専門の分散に留意

（注）各国の統計機構は明確な形で分散型・集権型に分かれているわけではない。さらに、分散型にも中央機関による基準設定や府省横断調整が強い国（英国や米国）、各作成主体の自律性が相対的に強い国（日本）がある。

（出所）大和総研作成

諸外国の先行事例に学ぶ

日本が向かうべき方向は、諸外国の取組みに具体的な手がかりがある。共通するのは、行政記録情報や民間データの利用を「その都度の交渉」ではなく「制度」として位置づけ、企業に同じ情報を二度書かせない仕組み（once-only 原則）を整えている点である（図表 3）。

図表 3 報告者負担軽減に関する諸外国の先行事例

国・地域	取組	報告者負担の観点での含意
英国	VAT申告データをGDP推計の一部に導入（2017年～）。2019年から研究系列の月次Faster indicatorsも公表	行政記録利用で「そもそも聞かない」
オランダ・豪州	標準ビジネスレポート（SBR）	一度の提出を複数報告で再利用
北欧（デンマーク等）	登録簿（レジスター）で国勢調査を代替	調査票なしで抜本的に軽減
エストニア・EU	行政記録の利用根拠を整備。EUでは対象行政手続にonce-only原則を導入	対象手続で既提出情報の再提出を抑制

（出所）各国統計機関・欧州委員会資料より大和総研作成

行政記録情報の統計利用（英国）：英国国家統計局（ONS）は、2017 年 12 月公表の四半期国民経済計算から、VAT 申告に基づく売上高データを GDP の生産側推計の一部に取り入れた。これは月次企業調査を全面的に代替するものではなく、主に中小企業のデータを補完し、調査データと組み合わせて利用する仕組みである。さらに、景気変化を早期に捉える Faster indicators の取組みでは、VAT 申告に基づく月次指標を研究成果として公表した。ただし、この指標は公式の GDP 統計を代替・予測するものではない。企業に追加の調査票を課さず、既存の申告データを統計作成に活用する事例として位置づけられる。

標準ビジネスレポート（オランダ・豪州）：報告項目の定義とデータ様式を標準化し、企業の会計・業務システムに記録された情報を、複数の行政報告に再利用しやすくする標準ビジネスレポート（Standard Business Reporting：SBR）を進めている。会計システムから標準様式で提出できれば、報告ごとの転記や再加工の負担を減らせる。

レジスター型統計（北欧）：行政記録を統合した登録簿（レジスター）を統計の基盤に据え、デンマークなどは国勢調査を調査票なしにレジスターで代替している。報告者負担の抜本的な軽減と統計作成の効率化を両立させた到達点である。

制度的な取得根拠（エストニア・EU）：エストニアでは、公式統計法に基づいて統計作成者が行政記録情報等を利用する仕組みが設けられている。また、行政全体では、法制度、電子 ID、官民のデータベースを安全に接続する X-Road²等を基盤として、同じ情報を複数の行政機関に繰り返し提出させない once-only 原則が実装されている。EU でも、単一デジタルゲートウェイ（Single Digital Gateway : SDG）³規則などを通じて、対象となる行政手続における once-only 原則の実装が進められている。

これらに照らすと、日本は行政記録情報の統計利用や府省共通基盤の整備がなお途上にある。各国が「制度」で担保していることを、日本も次期第 V 期基本計画で制度に落とし込めるかが問われる。

機密・信頼を「技術」で担保する：PETs

企業機密や情報漏洩への懸念は、データ提供・連携をためらわせる大きな壁の一つである。とりわけ行政記録や民間データを統計に利活用しようとするれば、「自社の詳細な情報が、目的外に使われたり漏れたりしないか」という懸念に必ず突き当たる。この懸念は、守秘義務や罰則といった制度だけでなく、最近では「技術」によっても軽減できるようになってきた。

その中核が、プライバシー強化技術（Privacy-Enhancing Technologies : PETs）である。代表例として、複数の当事者が生データを互いに共有せずに計算する「秘密計算（安全な多者間計算等）」、暗号化したまま計算する「準同型暗号」、集計結果等から個人・個票に関する情報が推測されるリスクを数理的に制御する「差分プライバシー」、実データの統計的性質を一定程度再現した擬似データを用いる「合成データ」がある（図表 4）。国連公的統計ビッグデータ・データサイエンス専門家委員会（UN Committee of Experts on Big Data and Data Science for Official Statistics : UN-CEBD）は、2023 年に公的統計向けの PETs ガイドを公表しており⁴、各国統計機関等による実証や実装事例も蓄積されている。これらは、「データをまとめて一か所に置く」従来の方式に加え、データを移動・開示せずに必要な計算結果を得る選択肢を広げる。

日本でも、行政記録情報や民間データを統計に利活用する際に、「制度（守秘・罰則）」と「技術（PETs）」を両輪として安全性と信頼を確保することが、企業の協力を得る前提となる。

² e-Estonia, “[X-Road](#)”.

³ EU 域内で国境を越えて生活・事業を行う市民や企業に対して、各国の行政情報・オンライン行政手続・支援サービスへの共通の入口を提供する制度。

⁴ United Nations [2023], [United Nations Guide on Privacy-Enhancing Technologies for Official Statistics](#), United Nations Committee of Experts on Big Data and Data Science for Official Statistics, New York.

技術で守れる範囲を広げることは、そのまま「安心して出せる」範囲を広げることにつながる。

図表 4 主なプライバシー強化技術（PETs）の種類

技術	概要	主な用途
秘密計算（安全な多者間計算等）	生データを共有せず統計値のみ算出	府省・官民をまたぐ集計
準同型暗号	暗号化したまま計算	機密データの安全な処理
差分プライバシー	集計結果等から個人・個票に関する情報が推測されるリスクを数学的に制御	統計の安全な公表
合成データ	実データの統計的性質を一定程度再現した擬似データを生成	分析・研究、システム開発、安全性を評価した上での外部提供

（出所）United Nations[2023], *United Nations Guide on Privacy-Enhancing Technologies for Official Statistics* より大和総研作成

官民データ供給の制度・経済設計

民間データの代表性・継続性のリスクは、「どのように安定して供給を受けるか」の制度・経済設計によって緩和できる。民間データは統計作成を目的に集められておらず、提供主体の事業判断によって公表・提供が止まりうる。さらに、政府が実証事業として民間・オルタナティブデータを活用した公的統計を公表している場合、先述した日本や米国の例のように、政府の予算制約によってその実証事業が中止されることもある。民間データが安定的に供給されるには、次の三つの手段を組み合わせる必要がある。

・ **法的な提供根拠** — 統計上の必要性、公益性、代替手段の有無、企業負担、営業秘密の保護等を踏まえ、対象データと利用条件を限定した提供根拠を整備する。

・ **対価・インセンティブ** — 提供に見合う便益や費用補填を用意し、継続的な協力を促す。

・ **標準的な提供手続・品質基準** — データの様式・品質を揃え、継続的な受領と一定の品質担保を可能にする。

海外では、民間データへのアクセスや共有を支える枠組みの整備が進む。欧州データ法（Data Act）は、コネクテッド製品⁵や関連サービスから生じるデータへのアクセスや利用に関する横断的なルールを定めるとともに、例外的な必要性がある場合に公的機関が民間保有データを求める仕組みを設けた⁶。また、欧州共通データスペース（Common European Data Spaces）は、分野別のデータ共有基盤や相互運用性の整備を進めている⁷。もっとも、これらは公的統計への民間データの恒常的な供給を一般的に義務づける制度ではない。日本でも、統計目的で民間データを継続利用する場合の根拠、手続、費用負担、品質管理を個別に制度設計する必要がある（図表 5）。

⁵ 自動車の走行・故障データ、機械の稼働・保守データ、スマート家電の利用状況データなど、IoT 製品。

⁶ European Commission, “[Data Act explained](#)”。根拠条文は規則（EU）2023/2854 の第 2 章・第 5 章（特に第 14～15 条）（2025 年 12 月 15 日最終更新）。

⁷ European Commission, “[Common European data spaces](#)”。

図表 5 民間データの安定供給を支える制度手段

手段	内容・国内外の例
法的根拠（義務化）	行政記録等を統計目的で利用する根拠を法令に規定。民間保有データについては対象・利用条件を限定した制度設計が必要
データアクセスルールと共有・相互運用基盤の整備	欧州データ法によるデータアクセスルール（公的機関の取得は例外的必要性がある場合等に限定）、欧州共通データスペースによる相互運用・共有基盤
対価・品質基準	提供の対価・費用補填、標準様式・品質基準による継続的受領

（出所）欧州委員会・各種資料より大和総研作成

第Ⅴ期公的統計基本計画への提言

公的統計の整備に関する基本計画は、統計法に基づきおおむね 5 年ごとに策定される。現行の第Ⅳ期基本計画は 2023 年 3 月に閣議決定され、2023 年度～2027 年度を対象とする。第Ⅳ期基本計画の最終年度である 2027 年度を見据え、次期基本計画では企業の報告者負担の軽減を制度に組み込むことが重要となる。そしてこれは企業の生産性の改善にもつながる。前編・後編の議論を踏まえ、提言の柱として以下を示したい（図表 6）。

図表 6 第Ⅴ期公的統計基本計画に向けた主な論点

柱	主な課題	第Ⅴ期に向けた提言の方向性
柱1 once-only原則の明文化	重複報告、府省ごとの様式・定義の不統一、共通認証の不足	既提出情報の再提出を原則不要とし、標準様式・共通認証で重複報告を解消
柱2 行政記録・民間データ利活用の制度整備	法令上の利用条件、アクセス手続、代表性・継続性・品質、機密保護	利用目的・提供範囲・権限を明確化し、PETs、安全管理、公的統計との補完設計、品質・供給基準を整備
柱3 府省共通の報告基盤	事業所母集団データベースの収録情報・更新頻度、府省横断利用、認証・報告システムの連携不足	事業所母集団データベース（日本のビジネスレジスター）の高度化、法人番号、GビズID等と連携
柱4 企業へのメリット還元	企業のシステム対応コスト、提供メリットの乏しさ、協力継続の難しさ	速報・詳細統計、安全な二次利用、フィードバック、費用補填で企業に還元
柱5 ガバナンス・人材・予算	府省横断の調整力・実施体制、統計人材、デジタル投資予算の不足	統計委員会の機能を強化し、官民連携・品質保証、人材育成、継続予算を確保

（出所）大和総研作成

柱1 once-only原則の明文化：行政が既に保有・取得済みの情報は、原則として企業に再度提出を求めない。重複報告の解消を制度の基本方針に据える。

柱2 行政記録・民間データ利活用の制度整備：統計目的での安全な利活用が進むよう、統計法と個別の行政記録を所管する法令との関係を整理し、利用目的、提供範囲、アクセス権限、保存期間、監査方法を明確にする。既存の守秘義務や目的外利用制限の水準を後退させるのではなく、必要な保護措置を維持した上で、PETs を含む技術的・組織的安全管理措置を制度に位置づける。

柱3 府省共通の報告基盤：事業所母集団データベース（日本のビジネスレジスター）の母集団情報・重複は正機能を高度化するとともに、標準様式、共通認証、政府統計オンライン調査総合窓口等を連携させ、「一度出せば足りる」報告環境を府省横断で整備する。

柱 4 企業へのメリット還元：提出データに見合う形で、統計の速報化・詳細化やマイクロデータの安全な二次的利用・フィードバックを企業に提供する互惠の枠組みを作る。

柱 5 ガバナンス・人材・予算：統計委員会の機能強化、官民連携のルール作りと品質保証、統計人材の育成、継続的な予算確保を、計画に位置づける。

実装の設計：既存インフラ・費用便益・工程表

提言を「絵に描いた餅」にしないために、実装の道筋を三つの観点から具体化しておきたい。

既存インフラで実装する：ゼロから作るのではなく、既存の仕組みを役割に応じて接続する。法人番号を企業の名寄せの鍵に、「G ビズ ID（すべての事業者を対象とする共通認証システム）」を行政サービスの共通認証に、「事業所母集団データベース」を経済統計の母集団情報の基盤に据える。「G ビズインフォ」⁸は、法人番号を基礎に各府省が保有する法人情報を提供する公開情報基盤として活用しうるが、企業から統計情報を受け付ける共通窓口ではない。各基盤の役割を明確にした上で、政府統計オンライン調査総合窓口を含む報告システムとの連携を進めることが、「一度出せば足りる」基盤の現実的な構築につながる。

費用便益を明示する：コストは主に政府のシステム投資と企業の初期対応であり、便益は負担軽減・回収率向上による精度改善・行政効率化である。ここで重要なのは、コストを負う主体（企業・府省）と便益を得る主体（統計利用者・社会全体）が異なる「帰属のズレ」があることだ。だからこそ、メリット還元と、投資を支える財源の設計が要となる。

工程表を伴わせる：短期（電子化・共通認証の徹底、負担計測のKPI化）→中期（once-only原則の制度化、事業所母集団データベースの高度化）→長期（民間データ・PETs の本格活用）と段階を分け、2028 年度からの開始が見込まれる第Ⅴ期基本計画を起点に着実に進める（**図表 7**）。一度にすべてを求めるのではなく、効果の出やすい短期施策から着手し、成功体験を積み上げることが現実的だ。

図表 7 報告者負担軽減に向けた実装ロードマップ

時期	主な取組
短期	オンライン回答の拡大、GビズID等を活用した共通認証との連携検討、報告者負担の計測・KPI化、様式・定義の標準化
中期	once-only原則の基本方針への明記、事業所母集団データベースと各府省の報告基盤との連携強化、行政記録の統計利用の拡大
長期	民間データの継続利用を支える制度の整備とPETsの本格活用、行政記録等で代替可能な分野からのレジスター型統計への段階的移行、企業への便益還元の定着

（出所）大和総研作成

⁸ 「G ビズインフォ」は、経済産業省が提供する政府保有法人情報の公開サイトである。国税庁「法人番号公表サイト」で公表されている法人基本3情報（法人番号、法人名、本店所在地）に、各府省が保有する財務情報、決算情報、特許情報、届出・認定情報、補助金情報、調達情報、表彰情報、職場情報等を紐づけ、二次利用可能なオープンデータとして提供している（<https://info.gbiz.go.jp/>）。

段階的移行の留意点 — 結びに代えて

以上、今回の前編・後編レポートの内容を図表 8 にまとめた。

最後に、移行にあたっての留意点を述べておきたい。デジタル化を進める際には、デジタルデバイスへの配慮が欠かせない。小規模事業所や高齢の記入者、社内の稟議に紙の様式を要する企業も一定数残る。オンライン・once-only 原則を推進しつつ、移行期間中は調査の特性や回答者の利用環境に応じて紙などの代替的な回答手段を確保し、コールセンター等による支援を続けることが、回収率の維持につながる。一律かつ急速な移行は、負担軽減どころか回収率を押し下げる可能性がある。

目指すべきは、効果の出やすい施策から着実に積み上げる、段階的で現実的な移行である。これが、報告者負担の軽減と統計精度の確保を両立させる道である。

統計の利用面では、デジタル化やグローバル化などの経済構造の変化をより適切に捉える新たな国際基準である 2025SNA が、2025 年 3 月の第 56 回国連統計委員会で国民経済計算の国際統計基準として採択され、日本でも導入に向けた検討が進められている。統計の作成基盤と測定基準の双方でデジタル化への対応が進む中、行政記録や民間データを安全かつ継続的に利用できる体制は、企業に「より少ない負担で、より役立つ統計」を実現する基盤となる。次期基本計画は、報告者負担の軽減を持続可能性確保の中核に据える機会とすべきである。企業・政府・統計利用者が、負担と便益を分かち合いながら制度を支える。その設計こそが、公的統計の持続可能性を左右する。

図表 8 今回のレポート（前編・後編）のまとめ

公的統計のデジタル化を問う：「一度出せば足りる」統計への転換

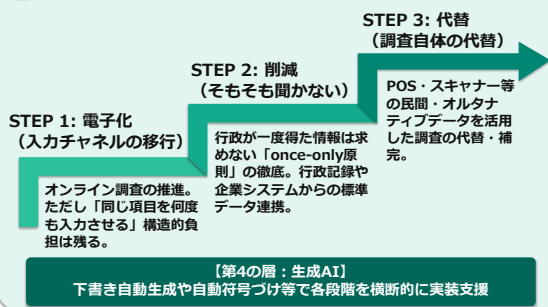
企業の報告者負担を抜本的に軽減し、次期（第V期）基本計画に向けた実装を急げ

■ 現状と課題：制度の持続可能性を脅かす「重い報告者負担」

構造的課題：分散型統計制度による類似項目の「重複報告」が常態化。負担は専門担当を置きにくい中小企業ほど固定費的に重い（逆進性）。

危機の連鎖：負担増による「回収率の低下」が進行。企業系調査は81.8%→76.2%へ、世帯系は95.7%→62.6%へ急落し、推計精度と制度基盤が揺らいでいる。

■ 解決の方向性：負担軽減を実現する「デジタル化の3段階」



■ 実装の壁を越える：機密性の確保とガバナンス

- 「技術」による信頼確保：企業最大の懸念（情報漏洩）は制度だけでなく、秘密計算や合成データ等のPETs（プライバシー強化技術）導入で技術的に担保可能。
- 司令塔の必要性：府省の縦割りを排し、標準化やデータ連携を横断推進するガバナンス改革（統計委員会の権限強化等）が必須。

■ 提言：第V期 公的統計基本計画に向けた「5つの柱」

- once-only原則の明文化：重複報告の削減を制度の基本方針に据え、負担削減をPDCA化。
- データ利活用の制度整備：統計法と個別法令を整理し、民間データ・行政記録の安定的な供給ルールを構築。
- 府省共通の報告基盤：事業所母集団データベース、法人番号、GビズID等を連携させ、「一度出せば足りる」環境を政府横断で構築。
- 企業へのメリット還元：データの速報化や詳細なベンチマーク提供により、企業を統計の「出す側」から「使う側」へと位置づけ直す。
- ガバナンス・人材・予算：統計委員会の権限強化と、着実な工程表に基づく投資財源の確保。

（出所）大和総研作成

以上